

お客様各位

2020年2月29日
京阪バス株式会社

新型コロナウイルスによる臨時休校に伴う通学定期券の払い戻しについて

いつも京阪バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会へ、小中学校、高等学校、特別支援学校を3月2日より臨時休校とするよう通達されました。

これに伴い、通学する学校が休校となったため、お持ちの通学定期券、学期別定期券を払い戻されるお客様につきましては、特例措置としてそのお申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日を最終利用日とみなして、弊社規定に基づき計算した額を払い戻しいたします。(別途払い戻し手数料がかかります) 窓口には定期券と学生証をお持ちください。

なお、大学生相当(大学・専門学校等)の通学定期券及び通勤定期券の払い戻しにつきましては、通常どおり、弊社窓口にお申し出いただいた日を最終利用日として払い戻しいたします。(別途払い戻し手数料がかかります)

窓口の混雑防止に、お客様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

・定期券の払い戻し額の計算方法(1ヶ月=30日としてみなします)

(例1) 230円区間の3学期定期券(21,530円)をお持ちで、最終登校日が2月28日だった場合

→ (発売額) - (区間運賃×2回×使用日数+1ヶ月定期運賃) - 手数料 = 払い戻し額
21,530円 - (8,280円+8,280円) - 520円 = 4,450円

※下線部が1ヶ月定期運賃を超える場合は、1ヶ月定期運賃に読み替えます。

(例2) 230円区間の通学3ヶ月定期券(26,300円)をお持ちで、最終登校日が3月2日だった場合

→ (発売額) - (区間運賃×2回×使用日数+1ヶ月定期運賃×2) - 手数料 = 払い戻し額
26,300円 - (230円×2回×2日+16,560円) - 520円 = 5,600円

・参 考

区間運賃ごとのそれぞれの定期運賃は下記の定期旅客運賃表をご確認ください。

定期旅客運賃表 (https://www.keihanbus.jp/local/pdf/seasonticket_fare_20210201.pdf)